

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案（平成〇年総務省省令第〇号）について、今般の改正案にある「無線局の概要」の(3)並びに(4)に「一般業務用」という言葉が用いられていますが、極めて不明確である表現ではないでしょうか。</p> <p>現行規則に対して、通信事項を追加することは必要であるとは考えますが、現行規則の(4)目的のように、項目を明確にする必要はあるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>本改正案は、電波の能率的な利用の確保等に支障を及ぼさないよう、無線局の申請審査の基準となる「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準」及び割当てが可能な周波数を示す「周波数割当計画」の目的区分に準じたものであり、無線局の監督管理に支障はないものと考えております。</p>
2	<p>当社は現在、衛星管制等の宇宙運用業務を目的とする人工衛星局、地球局の免許を受けているが、今回の告示第 860 号の改正案によれば、これら無線局の目的「宇宙運用業務用（SPB）」が、改正告示の施行後は「公共業務用（PUB）」とみなすとされております。</p> <p>（別添 2）の 19 ページ 附則 2（経過措置）に記載</p> <p>一方、同じく電波法関係審査基準改正案によれば今回の訓令改正後、人工衛星局及び地球局の無線局の目的は「電気通信業務用」に限定されております。</p> <p>（別添 6）の 53 ページ 第 3 衛星関係 1-(1)-ウ-(7)に記載</p> <p>告示（別添 2）の内容と審査基準（別添 6）の内容が整合していないように見受けられますが、この点についてどのように解釈すべきかをお示しください。</p> <p style="text-align: right;">（スカパーJSAT 株式会社）</p>	<p>御意見を踏まえ、電波法関係審査基準別紙 2 第 3 の 1 (1)ウ(7)及び(イ)に、公共業務用を追加いたします。</p>